

特別指定区域一覧表

市 町 名	福 崎 町		
特別指定区域の名称及び条例別表第3の該当区分	土地の区域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
西大貫地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町大貫字門田、字藤井、字竹ノ後、字堂ノ前、字室ノ尾、字奥谷、字辻畠、字前谷、字葉加ノ木及び字山王の各一部	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成16年6月11日 (平成28年10月7日) (平成30年10月12日)
	神崎郡福崎町大貫字堂ノ前、字室ノ尾、字門田、字前谷及び字葉加ノ木の各一部	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	神崎郡福崎町大貫字竹ノ後及び字藤井の各一部	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
長目地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字下向イ田、字南中才、字北中才、字柳田、字長目、字前田及び字太妻の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成28年11月1日)
中島地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字中島、字五合堂、字寺居、字中蔵ノ北、字山ノ下、字山ノ東、字下野林、字高野、字南高野及び字下野田坪の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成28年11月1日)
西光寺地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字坂ノ垣内の全部並びに字北ノ垣内、字西ノ垣内、字前田坪、字佐近屋敷、字山ノ東、字焼堂、字西光寺、字平田、字南野畑及び字蓮池新田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成28年11月1日)
八反田地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字歳ノ木、字西垣内、字岸ノ上、字神東ノ木、字八反田及び字前田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日

吉田地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町南田原字吉田、字 丁田、字東角、字川田、字前田 筋、字水通り及び字西ノ甲の各 一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19日1月9日
西野地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町南田原字西野々新 田、字吉田、字北野畑、字蓮池 新田及び字焼堂の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19日1月9日
井ノ口地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町西田原字西保喜 山、字東保喜山、字上ノ畑ケ、 字神崎、字東市場、字西市場、 字三悪、字上大明寺、字西廣畑 及び字クロ垣内の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成28年11月1日)
北野地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町西田原字小谷、字 北廣岡、字道垣内、字東新田及 び字西新田の各一部並びに東田 原字福壽及び字寺西の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19日1月9日
大門地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町東田原字南屋敷の 全部並びに字通り堂、字東通り 堂、字垣内田、字池ノ下、字西 フロ尾、字東フロ尾、字皿池ノ 下、字池田、字山ノ上、字中屋 敷、字北屋敷及び字岡ノ上の各 一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19日1月9日
大門地区 条例別表第3 の6の項	神崎郡福崎町東田原字池ノ下の 一部	旧条例別表第3の8の 項に規定する建築物	平成30年7月6日
加治谷地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町東田原字フロ屋、 字中所、字東所、字三本松、字 宮ノ下打越、字前田及び字妙徳 山の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町東田原字三本松及 び字前田の各一部	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	

<p>亀坪地区</p> <p>条例別表第3の3の項</p>	<p>神崎郡福崎町東田原字森本の一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19日1月9日</p>
<p>南大貫地区</p> <p>条例別表第3の3の項</p>	<p>神崎郡福崎町大貫字西ノ垣内、字ユウラ、字小角、字長谷、字大年谷、字南垣内、字宮ノ前、字ハサコ、字田中、字ドウド、字下り、字谷、字和田、字ツヅメ、字蓮池新、字新田、字宮ノ前及び字西ヶ原の各一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19日1月9日</p> <p>(平成30年10月12日)</p> <p>(令和2年6月9日)</p>
	<p>神崎郡福崎町大貫字西ノ垣内及び下りの各一部</p>	<p>旧条例別表第3の2の項に規定する建築物</p>	
<p>東大貫地区</p> <p>条例別表第3の3の項</p>	<p>神崎郡福崎町大貫字万之前、字岡ノ端、字谷之内西、字前田、字奥之山、字谷之内東、字倉谷、字足谷、字山田、字石引、字石引ノ東、字石引ノ西、字東田及び字藤井の各一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19日1月9日</p> <p>(平成30年10月12日)</p>
<p>余田地区</p> <p>条例別表第3の3の項</p>	<p>神崎郡福崎町八千種字西垣内、字東垣内及び字塚本の全部並びに字上春賀、字井ノ尻、字御領所、字出口、字後口田、字北垣内、字老反所、字薬師堂、字廣野、字観音堂、字堂ノ下、字宮池澤、字東垣内、字奥垣内、字才ヶ原、字上下代及び字川西の各一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19日1月9日</p>
<p>小倉地区</p> <p>条例別表第3の3の項</p>	<p>神崎郡福崎町八千種字南池澤、字大西山、字小倉邸垣内、字上ノ山、字新兵衛谷、字皿池尻、字村下及び字大坪の各一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19日1月9日</p> <p>(平成28年11月1日)</p>
<p>庄地区</p> <p>条例別表第3の3の項</p>	<p>神崎郡福崎町八千種字出口、字奥垣内、字東垣内、字大坪、字モミヂ、字前垣内、字角後、字前川、字古屋敷、字北狭、字北代、字井ノ尻、字宮之池澤、字野畑、字野林、字下野田、字西野、字上野畑、字野際、字上野田、字西ヶ首、字西光寺野、字向野、字平林、字奥畑及び字小鶴池の各一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19日1月9日</p> <p>(平成30年7月6日)</p>

	神崎郡福崎町八千種字前川、字角後及び字前垣内の各一部	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
鍛冶屋地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町八千種字前川、字裏垣内、字前垣内、字上前田、字下前田、字南ノ下、字代ノ岡、字上野畑、字上川向及び字西野の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成28年11月1日)
馬田地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町西治字東野添の全部並びに字下野添、字二反田及び字北野添の各一部、福崎新字中島の一部、馬田字西山筋の一部並びに福田字中筋の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成28年11月1日)
山崎地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町山崎字清水、字オノ神、字萬宝庵、字大將軍、字北垣内、字寺裏、字立石及び字分木の全部並びに字朝谷、字西山所、字カマエ、字地藏垣内、字北山、字庵ノ下、字コモイケ、字下ノ坂、字四ノ田、字松田、字川田、字福井、字大塚、字堂垣内、字前田、字川端及び字丁田の各一部並びに福田字東大谷、字トトカハナ及び字西田黒の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成30年10月12日)
福田地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町福田字ヲコシヤスミの全部並びに字大野、字焼小豆、字大將軍、字無量寺、字トユノモト、字下ノ川、字前垣内、字中垣内、字上垣内及び字池ノ段の各一部並びに高岡字川端の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町福田字焼小豆の一部	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
板坂地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町高岡字東山ノ下の全部並びに字三谷口、字辻之内、字西垣内、字東垣内、字竹之内、字松尾、字宮ノ前、字鳥ノ岡、字下林、字フシ原、字フシ原垣内、字土山、字赤佐、字東山及び字東山上の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成30年7月6日)

桜地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町高岡字竹之後、字中垣内、字岸ノ下、字東畑、字梨ノ木、字狐塚、字苗代田及び字孫八の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成30年7月6日)
	神崎郡福崎町高岡字梨ノ木、字東畑及び字苗代田の各一部	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
長野地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町高岡字下々通の全部並びに字宮ノ東、字四十田、字大道東、字宮ノ西、字大浦、字薬師山、字村中、字上垣内、字桜元及び字大谷の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成28年11月1日)
神谷地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町高岡字大浦、字桜元、字南八王子、字北八王子、字北垣内、字宮ノ西、字構、字前岡、字前田及び字薬師山の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成28年11月1日)
西谷地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町西治字梨ヶ坪、字前田、字宮ノ西、字加尻、字大塚、字向井田、字團次、字米山、字奥ノ谷、字垣内谷、字白輪、字五郎ヶ谷、字切谷、字ミク下及び字高田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成30年10月12日)
西谷地区 条例別表第3 の9の項	神崎郡福崎町西治字権現谷及び字爺谷の各一部	旧条例別表第3の5の項及び8の項に規定する建築物	平成30年10月12日
西治地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町西治字上代及び字中荘の全部並びに字南荘、字片山、字平山、字宮ノ下、字志水田、字五反畑ヶ、字北川、字上荘、字田中、字下代ノ上ミ、字下代ノ下モ、字南谷、字北ノ岡、字畑ヶ田、字中村、字北野添、字下野添、字赤坂、字宗四郎谷、字三味谷、字数叶ノ西、字数叶ノ東、字東新田、字中新田及び字下新田の各一部並びに福田字宮前の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成30年7月6日) (令和3年11月16日)
	神崎郡福崎町西治字中新田の一部	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	

西治地区 条例別表第3 の9の項	神崎郡福崎町西治字東新田及び 字市川端の各一部	旧条例別表第3の5の 項及び8の項に規定す る建築物	平成30年7月6日
高橋地区 条例別表第3 の3の項	神崎郡福崎町高橋字西竹ノ下及 び字南谷の全部並びに字東竹ノ 下、字笠目、字中尾、字橋ノ本、 字北山城、字山城、字大畑ケ、 字上ノ山、字峠、字北山ノ上及 び字細谷の各一部並びに西治字 桑谷東、字操谷及び字拝尾の各 一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19日1月9日 (平成28年11月1日) (平成30年10月12日)

※備考欄には各地区の特別指定区域指定日（変更日）を記載しています。